

定款付属書 役員選挙規程 編

――― 総会選挙のみを行い、無投票制を採用 ―――

平成 26 年 10 月 1 日

熊本県農林水産部

挙規 § 1

役員任期满了に伴う選挙の場合

再選挙・補欠選挙の場合

当該役員の任期満了日の 60
日前以後

事由の生じた日から 30 日以内

公告 (総会期日の14日前まで)

挙規 § 2, 11

- 選挙管理者の氏名
 - 選挙される理事数
 - 投票開始の時刻（及び場所）
 - 選挙される監事数

正組合員へ書面で通知 (総会期日の14日前まで)

- 通知の内容は、公告と同じ
- 選挙権の行使について参考となるべき事項を記載した書類を添付
- 書面投票のための（投票用封筒、投票用紙）を添付

※「１４日前まで」とは期日前に中１４日を置くこと。選挙期日が９月２０日の場合、９月５日までに行うこと。

選挙管理者・選挙立会人

挙規 § 3,4

選挙ごとに、理事会の議決により本人の承諾を得て組合長が選任

- ・選挙管理者１名（正組合員であること。役員候補者でないこと。）
- ・選挙立会人４名（　　　　　〃　　　　　〃　　　　　）

選挙管理者の職務

挙規 § 5.6

- 選挙に関する事務を統括する。
- 投票終了後遅滞なく、選挙立会人の立会のうえ、投票箱を開いて投票を点検し、各人の得票数を計算する。
- 選挙録を作って選挙に関する次第を記載し、選挙立会人とともにこれに署名（又は記名押印）しなければならない。
※選挙録は、投票用紙と併せて、役員の在任期間中、組合に保存
- 投票の効力は、選挙立会人が決める。
- 可否同数のときは、選挙管理者が決める。

A 自ら理事（又は監事）に立候補して候補者になろうとする場合

<条件>

- 正組合員（法人にあっては、その役員）であること。
- 理事及び監事は同時に候補者になれない。

<届出>

- 選挙期日の公告のあった日から選挙期日の7日前までに、その旨を書面をもって選挙管理者に届け出なければならない。

<辞退>

- 直ちにその旨を書面をもって選挙管理者に届け出なければならない。

B 推薦されて理事（又は監事）の候補者になろうとする場合

<条件>

- 候補者を推薦しようとする者は、正組合員（法人にあっては、その役員）であること。（候補者になろうとする者は、正組合員でなくても可。）ただし、正組合員でない理事の数は、理事定数の3分の1を超えてはならないので注意。
- 理事及び監事は同時に候補者になれない。

<届出>

- 候補者を推薦しようとする者は、本人の承諾書を添え、選挙期日の公告のあった日から選挙期日の7日前までに、その旨を書面をもって選挙管理者に届け出なければならない。

<辞退>

- 候補者が辞退した場合は、候補者又は候補者を推薦した者は、直ちにその旨を書面をもって選挙管理者に届け出なければならない。

公告（総会期日の前日まで）

選挙管理者は、理事（又は役員）の候補者を公告

- 住所、●氏名、●理事又は監事の別、●（理事の場合は）正組合員又はその他の別、●立候補又は被推薦の別

選挙管理者は、候補者の辞退があった場合は、その旨を公告

無投票による当選（定款で定めている場合）

挙規 § 16 条の 2

理事候補者 ≤ 選挙する理事数 理事の投票は行わない
監事候補者 ≤ 選挙する監事数 監事の投票は行わない

無投票による当選結果の公告

上記のいずれかに該当する場合は、選挙管理者は直ちにその旨を公告しなければならない。

総会当日の定足数

挙規 § 8

<定足数>

正組合員の 2 分の 1 以上が出席（以下の A+B+C）しないと選挙できない。

※正組合員 1 人につき選挙権行使は 1 つ。重複不可。

A 本人出席（正組合員が出席して選挙権を行使（投票）する場合）

- 投票用紙の交付
 - ・選挙当日、組合員名簿の記載等によりその資格を明らかにして投票用紙を受け取る。
- 投票
 - ・投票用紙には理事と監事を区別してこれを記載する。
 - ・投票用紙に記載する選挙される理事（又は監事）の数は（それぞれ）1 人とする。
 - ・投票用紙に候補者の氏名を自書して、これを投票箱に入れなければならない。

★ 注意事項

- ・公告の投票開始時刻までに総会に出席していない正組合員は投票することができない。
- ・投票が無効とにならないようにすること。（p 5 参照）

B 書面（正組合員が書面により選挙権を行使（投票）する場合）

- 投票用紙（書面用）と投票用封筒（書面用）
 - ・ 総会の招集通知の際に添付されたものを使用する。
- 記入
 - ・ 投票用紙（書面用）に理事と監事を区別して自書すること。
- 提出
 - ・ 投票用紙（書面用）を投票用封筒（書面用）に入れ、封をする。
- ・ 投票用封筒の表面に署名する。
- ・ 投票開始時刻までに選挙管理者に提出しなければならない。

C 代理（正組合員が代理人により議決権を行使（投票）する場合）

- 代理人となれる者
 - ・ 正組合員と同じ世帯の成年者 → 行使できる選挙権は1つ
 - ・ 正組合員の使用人 → 行使できる選挙権は1つ
 - ・ 他の正組合員※2 → 行使できる選挙権は 最大 ○※1 まで
- ※1 組合ごとに（4つを超えない範囲で）定款に定めてある数。
- ※2 本人の選挙権は、別途行使可
- 投票用紙の交付
 - ・ 選挙当日、代理人は、代理権を証する書面を持参し、その資格を明らかにしてから投票用紙の交付を受けなければならない。
- 記入
 - ・ 投票用紙に記載する選挙される理事（又は監事）の数は（それぞれ）1人とする。
 - ・ 投票用紙には理事と監事を区別してこれを記載する。
- 投票
 - ・ 投票用紙に候補者の氏名を自書して、これを投票箱に入れなければならない。

投票の拒否

挙規 § 14

投票の拒否は、選挙立会人が決める。
可否同数のときは、選挙管理者が決める。

投票が無効となるもの

挙規 § 15

- ① 所定の用紙を使用しないもの
- ② 候補者の氏名のほか他事を記載したもの
(職業、社会的地位、住所又は敬称の類を記載したものを除く)
- ③ 候補者の何人であるか確認し難い氏名を記載したもの
- ④ 定款第 28 条の 2 各号に該当する者の氏名を記載したもの
※定款第 28 条の 2 (役員の資格に関する規定)
- ⑤ 候補者の氏名を自書しないもの
- ⑥ 再選挙 (第 21 条)、補欠選挙 (第 23 条) の場合にあっては、それぞれ既に当選人となっている者の氏名又は現に役員である者の氏名を記載したもの
- ⑦ 1 票中に 2 人以上の候補者の氏名を記載したもの
- ⑧ 書面をもって選挙権を行う場合、総会開始時刻までに選挙管理者に到達しないもの

当選人

挙規 § 16

- 有効得票の多数を得た者をもって当選人とする。
ただし、次を満たすこと。
(理事の有効得票数÷選挙をすべき理事数÷6) 以上の得票数
(監事の有効得票数÷選挙をすべき監事数÷6) 以上の得票数
- 得票数が同数の場合
選挙管理者が抽選の上当選人を定める。

(例) 選挙すべき理事数 7 人、候補者 9 人、有効投票総数 190 票のとき
 $190 \text{ 票} \div 7 \text{ 人} \div 6 = 4.5 \text{ 票}$ 。5 票以上が当選の資格あり。
(候補者) A:71 票、B:42 票、C:30 票、D:20 票、E:11 票、F:5 票、
G:4 票、H:4 票、I:3 票の場合、A~F (6 人) は当選、
G~I (3 人) は落選となる。

当選の通知等

挙規 § 17

選挙管理者は、当選人に通知

選挙管理者は、当選人を公告

●住所、●氏名、●理事又は監事の別、●（理事の場合は）
正組合員又はその他の別

通知から 5 日以内に当選を辞する旨の届出がないときは、当選人は、その当選を承諾したものとみなす

当選の繰り上げ補充

挙規 § 18

選挙管理者は、当選の通知を発した日から 5 日以内に、当選人が次に該当することになった場合は、直ちに役員選挙規程第 16 条の例によって、当選人を定めなければならない

- ・ 当選を辞退した場合
- ・ 定款第 28 条の 2 各号の一に該当する場合
- ・ 死亡した場合

就任の公告

挙規 § 19

選挙管理者は、当選の通知から 5 日を経たとき、又は当選人の全員が承諾を行った日において就任の公告を行わなければならない。

●住所、●氏名、●理事又は監事の別、●（理事の場合は）正組合員又はその他の別

就任

公告があったときに役員に就任する。

ただし、任期満了に伴う選挙の場合は、公告が現任役員の任期満了前であるときは、その任期満了の時に役員に就任する。

当選の取消し

挙規 § 20

選挙後 90 日以内に水産業協同組合法第 125 条の規定による当選の取消しがあったときは、役員選挙規程第 16 条の例により、選挙管理者は直ちに当選人を定めなければならない。

※ 当選人の公告、就任の公告は、前述に準じて行う。

再選挙

挙規 § 21

当選人がない場合、選挙すべき役員の数に足る当選人を得ることができない場合、又は法 125 条の規定による選挙若しくは当選の取消しにより当選人を定めることができない場合、不足数の員数につき再選挙を行わなければならない。

役員が欠けた場合の繰上げ補充

挙規 § 22

選挙後 90 日以内に役員中欠員が生じた場合

選挙管理者は、役員選挙規程第 16 条の規定を受けた得票者で当選人とならなかった者の中から当選人を定めなければならない。

※ 当選人の公告、就任の公告は、前述に準じて行う。

補欠選挙

挙規 § 23

役員中欠員を生じた場合、その欠員数が（理事又は監事）の定数の 3 分の 1 以上になったとき（又は理事会が必要と認めるとき）は、補欠選挙を行わなければならない。

ただし、前条（役員が欠けた場合の繰上げ補充）により当選人を定めることができる場合を除く。

補欠選挙は、役員の任期の満了する日の 90 日前の日以後は、行わない。

選挙手続きフロー

